

岩手県知事

達増 拓也 様

## 建設産業振興対策に関する要望

令和5年12月22日

一般社団法人 岩手県建設産業団体連合会

会長 向井田 岳



一般社団法人 岩手県建設業協会

会長 向井田 岳



## 建設産業振興対策に関する要望

県内経済は、ロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響等によるエネルギー・物価高騰により深刻かつ大きな影響を受けています。県におかれましては、このような県内経済の先行きが不透明な状況において、物価高騰対策や人口減少対策など非常に難しい対応を迫られるなか、関係団体の声を聞きながら多方面に対処していただいていることに感謝と敬意を申し上げます。

加えまして、東日本大震災津波から12年9か月が経過する中、復興道路や津波防災施設等の整備、まちづくりに向けて官民が総力を挙げ邁進し、県民の命を守り「いわて県民計画」が目指す希望郷いわての実現に向けた着実な取り組みに感謝申し上げます。

我々建設産業がよりどころとする「新・担い手3法」とその運用指針では、災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、測量・調査及び設計の品質確保の4本柱を中心に見直しがされております。

これを受け業界におきましても、喫緊の課題であります働き方改革への取組みとして、4週8休の週休二日制の促進、2024年問題である時間外労働の上限規制への対応など、若者や女性をはじめとした担い手の確保と雇用の安定化に向けた環境整備に官民一体となって取組みを進めながら建設業の魅力の発信に努めております。

一方、本県の公共事業の状況を見ますと、震災と台風関連工事の発注はほぼ終息したことにより、防災・減災、国土強靱化5カ年加速化対策による補正予算措置はあるものの、通常分の公共事業費は減少しており、今後もさらに厳しい状況が続くものと危機感を募らせているところであります。

私ども地域に精通した建設産業は、地域に必要な社会資本整備の担い手として、さらにはエッセンシャルワーカーとして地域の安全・安心の確保に尽力しています。

特にも、近年多発している地震、豪雨、台風などの自然災害、そして鳥インフルエンザなどの家畜伝染病への迅速な対応において、建設産業の必要性和重要性が一段と増している状況にあります。

このような社会的な使命を果たしていくためには、何より健全で安定した経営を確保する必要がありますが、近年の公共事業を取り巻く厳しい状況に対し、将来の安定かつ継続的な経営環境の維持は困難との意見もあります。

岩手県建設産業団体連合会・岩手県建設業協会といたしましては、このような厳しい環境の中にあっても、沿岸・内陸の地域や業種の区分を問わず、オー

ル岩手で地域の安全・安心の守り手として精一杯頑張っていく所存でございます。

つきましては、働き方改革、生産性の向上、入札制度について、どうかご配慮をいただき、より一層の工事施工の円滑化と担い手確保等が可能となる環境を整えていただければと考え、要望書を取りまとめました。

県におかれましては、意をお汲み取りいただき、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

# 令和5年度 建設産業振興対策に関する要望項目

## 工事全般

### 1. 働き方改革について

- (1) 建設関係予算の継続的確保と国土強靱化について
- (2) 国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた取組について
- (3) 建設資材や燃料の価格高騰への対応について
- (4) 建設業における時間外労働の上限規制の運用（2024年問題）について
- (5) 若年者の入職・育成並びに女性の活躍推進策について
- (6) 前払金保証・契約保証の電子化導入と制度の積極的活用について
- (7) 地域建設業の社会的役割と公共事業の重要性の戦略的広報について

### 2. 生産性の向上について

- (1) 設計・積算について
- (2) 生産性の向上につながるICT（情報通信技術）の活用及び遠隔臨場について
- (3) 営繕工事における工事量の確保と施工における課題について

### 3. 入札制度について

- (1) 予定価格の適正な設定について
- (2) 低入札価格調査制度について
- (3) 予定価格の公表について

## 1. 働き方改革について

### (1) 建設関係予算の継続的確保と国土強靱化について

建設業は地域に必要な社会資本整備の担い手として、さらにはエッセンシャルワーカーとして地域の安全・安心の確保に尽力しており、特に、近年多発している地震、豪雨、台風などの自然災害、そして家畜伝染病への迅速な対応を担うためには、中長期的な建設投資額（公共投資）の姿を見通せるよう明確な公共事業予算の安定的・持続的な確保が必要です。特に、本県は、公共事業への依存度が高いことへの理解をいただき、次の観点から公共事業予算の確保についてよろしくお願いいたします。

#### ① 国の公共事業予算の確保

国の2023年度当初予算の一般会計分の公共事業費は6兆円余、この公共事業費の8割相当を占める国土交通省における公共事業関係費は5兆円余確保しておりますが、いずれも10年連続横ばいで推移しています。

この間、労務費については、土木工事で見ると積算上の標準的構成比における工事費に占める割合は概ね20%程度としているなかで、公共工事設計労務単価は11年連続で引き上げられ、その伸び率は65.5%となっております。資材費については、工事費に占める割合は概ね30%としており、資材価格は2割程度値上りしております。

また、現場管理費や一般管理費等についても最新の実態を反映して率を改正して引き上げていただいています。

以上のことから、労務単価分、現場管理費・一般管理費等率分の引上げ分や資材の高騰分を公共事業関係費に反映しないと実質的に公共事業費が減少したことになりますので、その分の増額について国に要望をお願いします。

#### ② 国土強靱化の計画的推進予算の確保

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の規模は、官民合わせた事業費ベースで約15兆円、国費だけで7兆円台半ばになっていきます。3年目（23年度）まで事業費ベース9.9兆円、国費5.0兆円の予算を確保し、事業規模を5年間で割った単年平均を上回るペースで順調に推移しています。

内閣官房国土強靱化推進室によると、各地で大きな被害をもたらす災害が頻発する中で、3か年緊急対策や5か年加速化対策を講じたことにより、防災・減災効果を発現した事例が続々と紹介されています。

24年度以降、5か年加速化対策の期間が残り2年となったことから、建設業界から切望されていた「加速化対策」の継続計画も「実施中期計画」として策定を法定化され、法的根拠を得たことで、強靱な国土づくりの歩

みを安定して継続できるようになりました。

5か年加速化対策と前身の3か年緊急対策は、国の公共事業関係費で大きなウェートを占めており、これまで5か年加速化対策の予算は単年度平均で国の公共事業関係費の約2割を占めております。

24年度予算の概算要求の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」関係経費は、要求額を示さず予算編成過程で検討する「事項要求」としてはありますが、これまでと同様に年度末の補正で行うことが予想されます。

昨年度も要請していますが、国に対して補正予算ではなく当初予算において別枠計上をしていただくよう国に働きかけをお願いします。

また、県においては、国土強靱化関連工事の発注状況がどのようになっているのか、一般工事と国土強靱化工事が区別できるような発注と進捗状況の公表についてお願いします。

### ③ 岩手県における公共事業費の確保

県における2023年度の予算編成における要求・調整基準を22年9月のまとめによると、政策的経費における公共事業の通常分は、22年度の1.10倍のシーリングとし、1.00倍を超える部分については国土強靱化などの安全・安心分野に限り予算要求を認めることとされました。

23年2月7日に発表した当初予算では、普通建設事業費の通常分（台風10号対応事業分を除く）は、前年度同比14.3%増、公共事業費は12.9%増とそれぞれ1割以上の増額となりました。公共事業費を2月補正予算と合わせた実行予算として見ると3.0%増となりました。

公共事業全体としては、23年度の発注状況においては、例年のとおり債務負担による早期発注がなされてはおりますが、年度中旬以降の発注については、予算に見合う発注がなされていないように感じられます。

東日本建設業保証(株)岩手支店の10月末までの前払金、保証取り扱い状況では前年度同期比金額で9.0%減となっていることから、前年度を下回る恐れがあり大変厳しい状況になっておりますので、予算に見合う工事の発注をお願いします。

また、24年度の予算編成における要求・調整基準では、政策的経費の公共事業の通常分については、「23年度×1.05以内」としていただきましたが、例年以上の公共事業費の確保をお願いするとともに、予算の執行率を高めていただくようお願いいたします。また、各級・各地域の均衡に一層のご配慮をお願いします。

## (2) 国際リニアコライダー (ILC) の実現に向けた取組について

国際リニアコライダー (ILC) の実現については、2022年2月の有識者

会議による「ILC 計画の諸課題に関する議論のまとめ」では、「現時点では、提案された規模での ILC 準備研究所への移行は次期尚早」とされ、「関係国の財政事情を踏まえ、ILC 計画は再検討する時期」とされましたが、これを受け、KEK が「有識者会議の結論を受けた ILC の進め方」を公表し、ILC 国際推進チームと協力のうえ、ILC 準備研究所に代わって加速器開発研究を行う枠組みにより共同研究を行うことを提案し、ILC を含めた次世代加速器の進展のための重要な技術開発等を図ることとされました。

その後、ILC 国際推進チームが国際有識者会議を設置し、大型加速器建設をグローバルプロジェクトとして行う場合の「台本」を検討することとされ、また、国際的な枠組みの「ILC テクノロジーネットワーク」の発足、そして東北では、岩手県南、宮城県北の市町等による「ILC 実現建設地域期成同盟会」が設立されるなど、新たな取組が進められています。

そして、その裏付けとなる今年度の国の予算は、前年度から倍増となる関連予算が措置され、我々に大きな勇気をいただいたところです。

ILC の実現は、岩手県に国際科学技術イノベーション拠点が形成され、研究者等と地域との交流による岩手県全体の発展が期待されるとともに、その波及効果は東北、日本全国、そして世界に及ぶものであります。

本県においても、いわて県民計画に掲げる ILC プロジェクトを全庁挙げて推進するため、岩手県 ILC 推進本部を設置し、部局横断的に産業振興や地域文化の多文化共生など、ILC の実現効果を高めるよう取組を進め、今年度は 9 月に「三陸港湾の活用と ILC を生かしたまちづくり」の講演会を大船渡市で開催するなど、地域振興へ果たす役割を紹介しています。

このような一年、一年の地道な取組が非常に重要な時期と捉えております。

つきましては、ILC の実現に向け、令和 6 年度の政府予算において、国際協働による加速器の研究開発や政府間協議に資する今年度以上の予算措置、日本政府主導による国際的な議論と国民理解が進むよう強力に国に働きかけるとともに、引き続き、国内外の多様な関係者と連携しながら一層の推進を図るようお願いします。

### (3) 建設資材や燃料の価格高騰への対応について

新型コロナウイルス感染症の長期化、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響を受けて、建設資材価格も高騰が続いており、加えて円安の加速が輸入物価の一段の上昇をもたらし、建設産業界にも大きな影響が及んでいます。

建設資材の価格高騰をきっかけとして、国土交通省は前例のない勢いで資材高騰が進んでいた 2022 年 4 月以降、公共発注者に資材単価の適時改定や独自調査の前倒し、頻度増加などを要請。都道府県に対しては、資材単価の設定状況を約 1 年前から調査し、継続的に対応改善を促してきました。

この結果、各資材の実勢価格を公共工事の予定価格に素早く反映させる動

きが一気に進み、積算時に使用する資材単価を最新の物価資料に基づき全資材で毎月更新している都道府県は、4月1日時点で全体の9割近い42団体が実施しているとしています。

岩手県においても、全ての資材で毎月、最新の物価資料掲載価格を引用していることから、スライド適用がほぼないとしています。

資材価格は常に変動している状況にありますので、次のような場合には設計変更の適用をお願いします。

- 1 単価改定して積算しても入札時までのタイムラグが生じますので、契約時における最新の取引価格を適切に反映し設計変更をしていただきたい。
- 2 物価上昇のタイムラグによる損失を抑制するため、迅速かつ柔軟な見積り対応(特に小口取引については、価格が上昇する傾向があるため)をしていただきたい。
- 3 単品・インフレスライドは、煩雑さを嫌って適用を諦める中小企業が多いため、手続きのさらなる簡素化に務めていただきたい。
- 4 物流業界の24年問題を受け運搬費の上昇が懸念されますので、製品価格に添加された場合や輸送費用が引上がった場合には見直しをしていただきたい。

#### (4) 建設業における時間外労働の上限規制の運用(2024年問題)について

建設業への時間外労働の上限規制の全面適用まで残り数か月と迫っています。

建設業にとって担い手の確保、雇用の安定化のためには喫緊の重要課題であります。

この課題の解決には、時間外労働の削減と週休二日の確保が特に重要となりますが、併せて上限規制の例外規定の認識についても、安心して災害対応等に当たるうえでも重要となりますので、次の事項についてご対応いただきますようお願いいたします。

第一として、適正な工期の徹底とそれに応じた経費の措置をお願いします。

品確法の適用もあり、公共工事の発注者においては、週休二日工事も前提とした工期設定を行うなど適正な工期について配慮をいただいておりますが、近年の気候変動に対応した柔軟な工期の変更がさらに重要となってくるため、国、県、市町村の発注者と我々受注者が連携を密にした対応をお願いするとともに、併せて民間発注者への指導もお願いします。

また、労働時間の捉え方として、作業前の着替え、朝礼、ラジオ体操といった準備時間、作業後の片付け、着替えといった後始末時間がありますが、この時間は労働基準法上は労働時間にあたります。現在の歩掛りは1日8時間をまるまる実作業に充てられるという前提ではありますが、この準備時間と後始末時間を差し引いた時間（1日7時間）を実作業時間として歩掛りを補正するようお願いします。

そして、工期が延びればその分現場管理費、一般管理費、機械の賃貸料等様々な面で費用が増加するため、現状にあった割増の措置をお願いします。

第二として、書類のさらなる簡素化をお願いします。

現場技術者の時間外労働の大部分は書類の作成という状況であるため、発注者として本当に必要な書類を改めて精査していただくとともに、担当者レベルによって差が生じないよう組織内における認識を徹底していただくようお願いします。

第三として、労働基準法第33条の「災害その他避けることのできない事由」の取扱いについて、関係行政機関と業界との共通認識を図るようお願いします。

「災害その他避けることのできない事由」の取扱いとして、許可基準(2)「地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応（差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。）、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要な対応は認められる」としてはありますが、特に除雪について、その取扱いに事後の認識や判断の相違が生じないよう、関係行政機関と業界が認識の共有を図る場の設定など、ご配慮をお願いします。

#### (5) 若年者の入職・育成並びに女性の活躍推進策について

わが国の産業全体に共通する課題である、人口減少や高齢化にともなう担い手不足のなかで、建設産業が安定的・持続的に発展していくためには、将来の建設業界を担う高校生、大学生に建設業の魅力を理解して入職していただくための強いアピールが必要です。学生の中には建設関係専門科、普通科を問わず、地域のインフラづくりに興味を持っている学生は少なからずいると思っております。

岩手労働局は来春卒業予定の県内高校生の就職内定状況をまとめたところでは、9月末現在の県内就職希望者の内定率が67.6%（前年度比4.1ポイント減）となっています。そのうち建設業には175人（全体の12.2%）となっておりますが、さらなる入職を推進するためには、各企業だけでは限界がありますので、今まで以上のご支援をお願いします。

また、高校において建築及び設備コースを入学希望する生徒が少ないために、担い手確保がままならない状況にありますので、教育機関と連携しながら対応策の検討を是非ともお願いします。

県においては、「新たな県立高校再編成計画後期計画」に基づいて、現在検討している県南地域の工業高校の統合新設校においては、最先端の実習設備や機械の導入により、幅広い分野で活躍できる人材の育成に取り組むとしていきますので、業界としては、大いに期待をしております。なお、現学校でも最新機器で学べる環境を提供できるような予算の確保をお願いするとともに、現校舎の環境整備につきましても入学の決め手になると思われまますので、合わせてご検討いただきますようお願いいたします。

また、若手技術者の育成として各種研修や現場体験のできる場を作っておいただくようお願いいたします。

国交省と厚労省は、2024年度概算要求に盛り込んだ建設業の人材確保・育成関連の施策のうち、女性・若者の入職・定着の促進では、建設産業を男女問わず誰もが働きやすい業界にするための取組みに力を入れる各種支援事業を行うことにしています。

本県の建設産業でも今後性別に関わらず配置・配属や女性の育児・介護休暇を取りやすくするなどにより、女性がさらに活躍できる職場環境を整えていく必要がありますので、引き続きご支援くださるようお願いいたします。

また、岩手県ではより一層女性も活躍できる環境構築への期待を込め「いわて女性活躍認定企業」を認定しています。また、建設業界の女性団体の協力を得て「けんせつ小町部会」を運営しておりますが、このような取組に協力的な事業所に対する評価・支援も必要と思われまますのでご検討をお願いいたします。

#### (6) 前払金保証・契約保証の電子化導入と制度の積極的活用について

ご高承のとおり、令和4年5月に国で導入開始された電子保証（前払金保証と契約保証の保証証書電子化）の動きは、独立行政法人や大学法人、高速道路会社等の特殊法人のほか、今般、地方公共団体に広く普及しているところでもあります。東北管内を見れば、今年度より、宮城県、秋田県、山形県が運用を開始しておりますし、全国的には、市区町村にも普及するなど着実に拡がりを見せていると聞いております。これは、電子保証の基盤となるプラットフォームがクラウドサービスを活用しており、発注者側の負担を要せずスピード導入が可能な事が一因であると側聞しました。

県でも電子保証が導入されれば、受発注者ともにペーパーレスによる業務効率化が図れることは勿論のこと、県土が広域な我が県において、電子保証に伴う移動時間の削減と県が進める押印廃止等との相乗効果により、契約事務や前払金・中間前払金の請求事務の負担軽減に大いに期待されるところです。

つきましては、建設工事、建設関連業務に対する電子保証の早期導入をご検討くださいますようお願いいたします。なお、導入開始に際し、受注者側が混

乱をきたすことがないよう県土整備部、農林水産部等の庁内調整にご配慮いただきますよう重ねてお願いいたします。

一方で、前金払制度は、令和6年度より国の「東日本大震災の被災地域における特例」（前払率の引上げ）は継続されない方針が明らかにされ、地方自治法施行令、施行規則の特例（前払率の引上げ）が継続されるのか、改正により継続されないのか注視しております。

このような中、契約時の当初前払金に加え工事代金の2割を工事途中に追加支出いただける中間前払金については、工事の円滑な施工に資する繋ぎ資金として大きな役割を果たしており、毎年要望をお願いしているところですが、東日本大震災や平成28年台風、令和元年台風といった大型自然災害の復旧・復興事業が終息を迎えるとともに、物価高騰や人手不足等の供給難に直面しつつある今般、迅速かつ低廉な資金調達手段として、その重要性はますます高まっているとも言えます。

なお、設計変更に伴う中間前金払の認定については、昨年度の要望事項に対する取組状況等として「中間前金払に係る認定に当たっては、指示書等により追加指示が行われているが契約書の変更が行われていない場合も、当該追加指示に係る出来高を含めることができることとして運用している」とのご回答をいただきましたことは心強い限りです。中間前払金の請求要件となる出来高算定に際し、岩手県県営建設工事請負契約書別記第11条に基づく工事履行報告書による迅速かつ簡易な認定手続が全ての対象工事で実施されることをあらためてお願いいたします。

最後に、県は中間前金払または部分払いの選択は契約当初となっておりますが、施工途中において、予定していた資金繰りの都合が付かなくなる場合もあり得ることから、契約締結後であっても柔軟に変更できるよう改善を要望します。なお、国では、中間前金払した工事について既済部分払いができる特例（昭和48年3月22日付建設省会発第1279号）をもって柔軟に運用されていることを申し添えます。

## （7）地域建設業の社会的役割と公共事業の重要性の戦略的広報について

日本列島で暮らす我々は、脆弱な国土で生きていく宿命にあるとは言え、東日本大震災以降も全国各地で大規模自然災害が頻発しており、東北地方においても、今年7月の梅雨前線や9月の台風13号による記録的な大雨などにより、各地で河川の氾濫や土砂災害による甚大な被害が相次いで発生している状況にあり、更なる国土強靱化の推進や災害時の迅速な対応が必要不可欠であります。

建設産業は、国民生活の基盤となる住宅や社会資本の整備をはじめ、防災・減災、インフラの老朽化対策・維持管理、耐震化を行うとともに、自然災害発生時には、各行政機関との災害応援協定に基づき被災現場にいち早く駆け

付け応急・復旧作業や除排雪、鳥インフル埋却対応にあたるなど、常日頃から地域社会の安全・安心の確保を担う「危機管理産業」であります。

建設産業は、このような地域建設業の社会的役割や公共事業の目的を一般の方々に広く理解していただくために、「建設業の役割や魅力」について広く周知広報しております。

しかし、建設産業の大切さや魅力がマスメディアを通じ報道される機会は少なく、災害発生時においても、自衛隊や消防署員の活躍がニュースとして頻繁に取り上げられる一方で、地域建設業の活躍はなかなか取材対象にならないのが現状です。また、公共事業関係予算が過大であるかのような一部の新聞による報道があるために、公共事業に対する国民やマスメディアの理解は十分と言えない状況にあります。

このような状況を踏まえ、県におかれましては、さらに地方建設業の社会的役割や公共事業の重要性・必要性を広く理解してもらうために、様々なメディアを通じ、災害時、除雪、鳥インフル等における地方建設業の活躍についてのプレス報道や、公共インフラ整備の効果や建設業の役割についてのTV拡散など、一般の方々向けのわかりやすい広報について、業界が実施する広報と連携しながら戦略的に実施していただきますようお願いいたします。

## 2. 生産性の向上について

### (1) 設計・積算について

令和元年6月に新たな課題に対応し、5年間の成果をさらに充実する「新・担い手3法」の制定により、相次ぐ災害への対応に伴う「守り手」としての建設業への期待、働き方改革の促進による建設業の長時間労働の是正、i-Constructionの推進等による生産性の向上に努めることとしています。

特に、発注者の責務としては、適正な工期設定、施工時期の平準化、適切な設計変更等に努めなければならないとしています。

これまで「新・担い手3法」とそれに伴う運用指針は適時改善され、浸透はしてきておりますが、下記の事項についてよろしく願います。

#### ① 適正な設計・積算

現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成については、工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に作成したうえで、積算内容との整合を図らなければならないとしています。

しかしながら、積算参考資料で積算に必要な条件の明示が不足している場合や工事の発注に際して、設計図書と現地の状況との乖離が少なからずあります。その対応として設計図書の完成度を高めていただくため、コンサル業界における精度の向上と発注者の監督員のチェックが重要となり

ます。

特に、岩手県のように設計価格を事前に公表しているため、低い設計価格で入札参加している場合もあるのではないかと考えております。

また、歩掛りについては、標準的な施工が行われた場合の所要量として、その平均値をもって設定するとしておりますが、工種、工事規模によって大きな違いがありますので、それに見合った歩掛りの設定をお願いします。

いずれ、働き方改革への対応を踏まえ、契約と同時に着手できるような精度の高い設計図書を作成して入札に付していただくようお願いします。

## ② 施工時期の平準化

2024年4月からの時間外労働の上限規制の適用にあたっては、施工時期の平準化が最重要であります。

公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障をきたさないよう、新・担い手3法の改正後の品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定され、改正後の入契法において、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化しています。

このため、東北地整、県・仙台市、建設業団体が連携して取り組む「東北未来働き方・人づくり改革プロジェクト」では、働き方改革の推進の中で「施工時期の平準化」を全発注者に向け推進することとしています。

また、東北地方発注協議会においては、24年度目標値を0.75（岩手県0.80）と目標値を定め、その達成を目指すとしておりますので、国、県、市町村が一体となって平準化の目標値を目指していただくようお願いします。

## ③ 適切な設計変更

改正公共工物品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて、公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」と示され、また「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められる時は、適切な設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されています。

発注時から適正な設計図書が少ない状況にあるほか、誤謬又は脱漏がある場合がありますので、必ず設計変更が生じ、それが施工業者へのしわ寄せとなり、現場技術者に時間外労働を強いることとなります。

また、現場で相違があった場合、施工者が提案することが多く、そのために時間的、金銭的負担が発生しております。

については、設計変更ガイドラインに沿って改善をお願いするとともに、次により取扱っていただくようお願いします。

ア 契約後、三者会議（発注者、施工者、設計者）にて設計照査を行い、現場施工前に設計変更が必要な部分を精査したうえで、施工を行うような仕組みを作っていただきたい。

イ 追加工事又は変更工事が発生した場合は、完成間近になってから一括で設計変更を行わず、その都度設計変更をするようにしていただきたい。

## （２）生産性の向上につながるICT（情報通信技術）の活用及び遠隔臨場について

### ① ICT（情報通信技術）の活用

国土交通省土木工事でのICT施工の実施率が2022年度は87%となり、前年度より3ポイント増加しています。都道府県・政令市の発注工事での実施件数も増加しており、公共工事でのICT活用が全体的に進んでいます。一方で、格付け等級が下位の企業ほど活用が進んでいない状況が続いています。

都道府県・政令市の発注工事では、ICT施工の実施件数が17年度に291件、18年度に523件、19年度に1,136件、20年度に1,624件、21年度に2,454件、22年度に2,802件と増加しています。

直轄工事の実施率や自治体発注工事の実施件数が増加してきた要因について、国交省は、ICT施工の経験企業を増やし、普及拡大を図るための、県などへのICT専門家の派遣や、未経験企業にアドバイスする支援制度などの取り組み効果が出てきたと見ています。

岩手県県土整備部では、ICT活用工事について平成29年3月から受注者希望型での試行開始以来、適用工種を拡大しながら実績を積み重ね、令和3年度からは受注者指定型を導入したほか、ICT普及や人材育成を目的にセミナーの開催、ICT建機購入補助にも取り組んでいます。

また、令和4年4月からは、ICT活用工事の発注者指定型を土工及び舗装工でも実施することや、小規模工事でも施工可能になるよう適用を拡大するなどしています。

いずれ、生産性向上に向けたICTの活用については、地元建設業が積極的に取り組むことができる環境づくりに努めていただくとともに、次の事項について引続きご検討をお願いします。

- ア 適正な工事への導入（規模・工種など）
- イ 導入費用が高いので助成制度の拡充（設備投資）
- ウ 最新の積算基準の適用
- エ 安くて簡単で、かつ規格の統一化

## ② 遠隔臨場の活用

遠隔臨場は国土交通省直轄土木工事で2022年度から原則適用し、実施費用は技術管理費に積み上げ計上することで発注者が全額負担することになっています。

国交省が都道府県と政令市を合わせた計67団体に実施状況を聞いたところ、遠隔臨場はほぼすべての66団体が導入しているとしております。導入に当たっては各団体で関連機器の調達方法・選定基準の検討、直轄工事の要領などを準用する妥当性の検討などに苦慮しているとしています。

国交省では、遠隔臨場を実施することで、段階確認や立ち会い、材料確認をリモート化しており、これを検査にも拡大することになっています。

受注者にとっては移動時間の削減や工事書類の簡素化につながり、また、発注者も現地での検査にかかる時間削減による効率化が見込まれるとしています。

しかし、遠隔臨場を行うことにより、生産性向上に結びつくことにはなりません。監督員が現場に行く頻度が少なくなるとこれまで以上に現場状況を把握できなくなり、設計変更への協議における回答が遅くなるのではないかと危惧しておりますので、不安事項の解消についてよろしく願います。

## (3) 営繕工事における工事量の確保と施工における課題について

東日本大震災関連の建築工事の発注も終わり、加えて県及び市町村においても学校建築の統廃合などにより建設する物件も減少しています。

また、民間工事では大手企業が受注する物件はあるものの、地元企業が受注できる物件が少ない状況にありますので、建築企業にとってはかなり厳しい状況にあります。

公共施設の整備に当たっては、防災機能の強化、バリアフリー化、ゼロミッションの実現、老朽化対策の推進等の課題に対応し、CLT（直交集成材）の活用や、機能統合・集約化による維持管理費等の低減、民間活力の活用、資材価格の高騰等への対応などの社会的要請に応えることが求められています。

公共建築工事の積算については、発注者は市場における取引や施工実態の調査、統計分析が価格を決定する上で重要な要素となるほか、標準的な工事期間等の実態を把握しておく必要があるとしています。

建築工事発注に当たっては様々な問題がありますので、次の事項について改善・検討をしていただきますよう願います。

- ① 建築技術を継承していくためには、計画的な発注見通し（中期財政見通しによる大規模事業）を提示しながら、毎年一定の工事量の確保に配

慮願したい。

- ② 建築の物件は限られると思われまますので、各企業の受注機会が増えるよう、発注に当たっては共同企業体による発注基準を緩和していただくとともに、これを市町村へもご指導願いたい。
- ③ 設計と監理業務を別業者が担当する場合がありますが、この場合工事を施工するうえでスムーズにいかないケースがありますので、設計者と監理は同一となるようにしていただきたい。
- ④ 標準的な新築の工事価格が、積算に用いる資材単価や公共工事設計労務単価の上昇でこの5年間で2割近く上がっていることから、実勢価格が適切に反映した形で予定価格の適正化を後押しするため「営繕積算方式」の活用を務めていただきたい。
- ⑤ 建築工事の場合、工期後半に専門工事の部分が集中すること、また「2024年問題」への対応も踏まえ、十分な工期を設定していただきたい。
- ⑥ 見積期間は、参考数量の提示はありますが現在の見積期間では働き方改革に対応することは困難なことから、期間を延ばしていただきたい。

### 3. 入札制度について

#### (1) 予定価格の適正な設定について

国土交通省は、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、賃金の上昇や資機材価格の高騰などを含む市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について、適正な積算を行うこととしています。

加えて、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事の入札不調・不落が生じているとき、災害により通常の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるとき、その他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴すること、その他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めるとしております。

また、公共建築工事においては、適正な予定価格の設定等の取組について以下の通知を行っていることから、これらを参考に、実勢を踏まえた適正な積算を通じた予定価格の適正な設定を図ることとしています。

- ・公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について(平成26年)
- ・公共建築工事の円滑な施工確保について(平成28年)

・公共工事の円滑な施工確保に向けた「営繕積算方式」の適切な運用について（令和3年）

なお、予定価格を設定する際に適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障をきたすとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを厳に行わないこととしています。

積算にあたっては、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則を踏まえ、積算項目の実態等を的確に反映した積算により適切な利潤を確保できる予定価格の設定をお願いします。

## （2）低入札価格調査制度について

国土交通省は、ダンピング（適度な安値受注）の防止や品質の確保を目的に平成31年4月1日以降から入札公告する案件から低入札調査基準の設定範囲の幅を「75%－92%」に引き上げましたが、計算式の構成費目については、変更されませんでした。

その後、計算式の中の一般管理費等については、最近の諸経費動向調査の結果に基づいて、企業として継続するために必要な経費を反映し、一般管理費等を「0.55」から「0.68」に引き上げていますが、調査結果は工事原価に占める一般管理費のウェイトが低い大手企業の実態を反映したため、共通仮設費・現場管理費率のように0.90にならなかったのではないかと考えられます。

積算基準上の構成となっている共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等については、工事額が少ないほど数値が上がるようになってはいますが、低入札価格調査での計算式の一般管理費等だけが引き上げられたとしても0.68にとどまっております。

一般管理費については、東日本建設業保証(株)が毎年発行している建設業の財務統計の令和3年度決算分析の結果によれば、完成工事高が多い企業ほど一般管理費が少なくなっており、岩手県での構成比は平均で11.7%となっております。

また、青森県では設計額によって一般管理費等の割合を区分して入札に付しております。

ついでには、低入札価格調査基準の計算式の一般管理費等については、中小企業は0.90に引上げていただくよう国土交通省に要請をお願いするとともに、岩手県独自でも引き上げてくださるようお願いいたします。

これにより、落札率が95.0程度となり「適正な利潤」が確保できるようになると考えています。

### (3) 予定価格の公表について

予定価格の事前公表を禁止する法令はありませんが、国土交通省では、入札契約適正化法の適正化指針において、競争の制限や入札参加者の見積り努力が損なわれることを理由に事前公表を取りやめるよう求めています。

また、品確法の改正における運用指針でも、必ず実施すべき事項として、ダンピング受注を防止するため低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底するとし、予定価格は原則として事後公表とするとしております。

現在、県においては、入札に参加する場合は、入札書に「工事費内訳書(総括)」を添付して入札に参加することを義務付けておりますが、この入札方式では予定価格に合わせて内訳書を作成して入札に参加しているケースも想定され、設計図書が少なからず現場との乖離があるといわれるなかで、発注者が定めた設計価格で入札に付されているため、適正な価格での入札となっているのか疑問があります。

設計図書の内容を現地調査によって積算する本来の入札方式に切り替え「技術と経営に優れた企業」が施工できるようにしていただくため、段階的な措置として当面の間、土木、建築については、下位等級(B級の一部とC級)のみ事前公表、上位等級(B級の一部とA級)については、事後公表としていただくようお願いします。

## 令和5年度 建設産業振興対策に関する要望項目

### 専門工事・設計・資材などの分野

#### 1. 働き方改革について

- (1) 公共事業予算の確保について
  - 【岩手県空調衛生工事業協会】
  - 【日本塗装工業会岩手県支部】
  - 【岩手県測量設計業協会】
  - 【岩手県アスファルト合材協会】
- (2) 週休2日制や労働時間短縮を考慮した適正（柔軟）な工期設定について
  - 【岩手県空調衛生工事業協会】
  - 【岩手県鉄構工業協同組合】
  - 【岩手県アスファルト合材協会】
  - 【岩手県電業協会】
  - 【岩手県建設資材連合会】
- (3) 若年者の確保、育成について
  - 【岩手県電業協会】
  - 【岩手県警備業協会】
- (4) 労務の平準化が図られる発注の実現について
  - 【岩手県防水工事業協同組合】
- (5) 雇用支援策の拡充について
  - 【岩手県防水工事業協同組合】
  - 【日本造園建設業協会岩手県支部】
- (6) 優良県営建設工事の表彰種別の見直しについて
  - 【岩手県鉄構工業協同組合】

#### 2. 生産性の向上について

- (1) 建設資材等の地元調達について
  - 【岩手県生コンクリート工業組合】
  - 【岩手県採石工業組合】
  - 【岩手県建設資材連合会】
  - 【岩手県コンクリート製品協会】
- (2) 適正な設計・積算について
  - 【岩手県生コンクリート工業組合】
  - 【岩手県採石工業組合】
  - 【岩手県建設資材連合会】
  - 【岩手県コンクリート製品協会】

- (3) 適正な工期設定について 【岩手県鉄構工業協同組合】
- (4) I C T等新技術を活用した生産性向上について  
【岩手県測量設計業協会】
- (5) 橋梁補修・耐震補強設計業務の積算基準について  
【岩手県測量設計業協会】
- (6) 実勢に沿った資材等の積算について 【岩手県採石工業組合】  
【岩手県アスファルト合材協会】  
【岩手県防水工事業協同組合】  
【岩手県電業協会】  
【岩手県コンクリート製品協会】
- (7) 施工不能となる損失日数を工期設定・延伸措置に反映することについて  
【岩手県防水工事業協同組合】
- (8) 技能検定試験の安定実施に向けた指導支援の継続について  
【岩手県防水工事業協同組合】
- (9) アスファルト廃材の有効利用について  
【岩手県アスファルト合材協会】
- (10) 建設D X推進事業補助金の継続と工事書類の簡素化について  
【岩手県電業協会】
- (11) 適正な警備料金の設定について 【岩手県警備業協会】

### 3. 入札制度について

- (1) 総合評価における発注について 【岩手県鉄構工業協同組合】  
【日本塗装工業会岩手県支部】  
【岩手県電業協会】
- (2) 合併特別措置の見直しについて 【岩手県鉄構工業協同組合】
- (3) 条件付一般競争入札における地域要件の見直しについて  
【岩手県鉄構工業協同組合】
- (4) 鋼橋上部工と鋼橋補修工事の取り扱いについて  
【岩手県鉄構工業協同組合】
- (5) 機械設備に係る保守等について 【岩手県鉄構工業協同組合】
- (6) 県内建設関連企業への積極的発注拡大について  
【岩手県測量設計業協会】
- (7) 最低制限価格の引上げについて 【岩手県測量設計業協会】

- (8) 工事における分離発注について 【日本塗装工業会岩手県支部】  
【岩手県警備業協会】
- (9) 塗装工事における入札参加資格要件の自社施工条件について 【日本塗装工業会岩手県支部】
- (10) 防水工事発注案件において適用されている「技能士雇用会社自社施工要件」制度の継続運用について 【岩手県防水工事業協同組合】
- (11) 予定価格の事前公表の廃止について 【岩手県電業協会】

## 1. 働き方改革について

### (1) 公共事業予算の確保について

- ① 建設業界は、週休二日制や有休休暇の確保などの働き方改革、特にも令和 6 年 4 月の労働時間上限規制適用開始への対応と担い手の確保、育成は喫緊の課題と捉えております。

これらの課題を解消するためには、各企業にとってこれまで以上の仕事量と利益の確保が必要不可欠です。つきましては、建設投資額の確保と施工時期を考慮した工事発注の平準化をお願いします。

【岩手県空調衛生工事業協会】

- ② 県営建設工事での塗装工事の発注件数は平成 26 年度以降約半分となったことに伴い、塗装企業の受注機会が大幅に減少しております。こうした傾向が要因となり各企業の管理体制強化や技術向上並びに技能者育成への影響に強く危惧の念を抱いております。

加えて、幅広い受注機会の拡大並びに各事業者の技術革新を後押ししていく上で、県で採用されております各振興局単位の地域限定参加資格についても、さらなる指定地域の拡大または全県内への発注の検討と大幅に発注件数及び工事額を増やしていただくようお願いします。

【日本塗装工業会岩手県支部】

- ③ 土木に関する測量、設計業務を合わせた総受注額につきまして、東日本大震災前の 10 年間はピーク時の半分以下まで減少し、震災翌年には急回復を見せましたが、震災後は再び減少している状況です。受注量の減少に伴い、当協会においても会員数の減少が問題点として顕在化しており、このままの状況が続きますと災害時の対応など「地域の守り手」としての役割を果たすことが困難になると危惧しています。

地方の社会資本は、その整備水準が未だ不十分であり、既存の公共施設の維持管理費も増大することが確実視されることから、老朽化対策や「岩手県公共施設等総合計画」及び「いわて建設業振興中期プラン」に基づき公共事業予算の確保についてお願いします。

【岩手県測量設計業協会】

- ④ 前年度は、岩手県内のアスファルト合材製造数量がここ 30 年で過去最低数量となり、前年比も約 6 割まで減少している状況であり、工場の稼働率が非常に悪化しています。この様な状況では経営が厳しくなり、担い手の人材確保や設備等への投資が出来ない状況となります。公共事業予算の安定的な確保により、公共工事の持続的な確保をお願いします。

【岩手県アスファルト合材協会】

## (2) 週休2日制や労働時間短縮を考慮した適正(柔軟)な工期設定について

建設業界では、現在24年問題での対応により、週休2日制や労働時間短縮を実施し、魅力的な職場環境を形成することにより従事する全ての人に働きがいと醸成し、若年者にも魅力的な職場を提供するべく努力しております。

公共工事での週休2日制の導入は進んでおりますが、どうしても繁忙期になると週休2日が取得できない状況にあります。また、週休2日制の実現に大きな課題がありますが、それは下請業者の日給月給制による実労働時間の確保にあります。また、複数の現場を兼務するため担い手不足から、残業により工期確保に追われるのが現実です。

特に、建築付帯工事においては、工程によって土日(民間工事含)の休日に施工しなければならない状況にあります。また、休日の資材の現場納入にも対応が難しい場合が生じてきます。

完全週休2日を実施するためには、十分な見積期間の設定や工事日数の十分な確保、適切な諸経費についてよろしくお願ひします。

併せて、民間発注者にも適正な工期の働きかけをお願ひします。

【岩手県空調衛生工事業協会】

【岩手県鉄構工業協同組合】

【岩手県アスファルト合材協会】

【岩手県電業協会】

【岩手県建設資材連合会】

## (3) 若年者の確保、育成について

新規入職者を採用及び継続採用し、雇用している企業への助成制度や入札における優位性の継続的な取組み及びさらなる強化をお願ひします。

また、インターンシップ制度の拡大については、現在、工業系高校(電気関連学科)の受け入れを行っていますが、普通高校や商業系高校の生徒、又中学生も希望者がいれば積極的に受け入れ業界のPRにつなげたいので、取組み(教育機関への働きかけなど)をお願ひします。

警備業界では、雇用している警備員の約半数が60歳以上という高齢化の職場となっており、人材確保対策が長年の課題となっております。業界といたしましては、ハローワークと連携した採用活動を展開しておりますが、若年層からの申込がほぼ無い状態ですので、県側から高校等への働きかけについて検討をお願ひします。

【岩手県電業協会】

【岩手県警備業協会】

## (4) 労務の平準化が図られる発注の実現について

発注時期の平準化は以前に比較して改善傾向にあるものの、依然として

第1四半期の閑散状態に変化はなく、改修工事及び新築工事においてもいまだに第2四半期後半から第3四半期にかけて発注ラッシュが多く見られます。工事が同時期に発注されるため、あらゆる専門工種で「同じ工種が同じ時期に施工をする」スケジュールリングを招き、「瞬発的な技能者不足」を引き起こしています。

優良な品質確保という点から見て、早期に発注していただくためには、各工種の繁閑がどのように分布するのかをよく考慮していただき、限られた技術者が業界全体で一年を通じてバランスよく配置されるよう、発注時期の平準化をお願いします。

【岩手県防水工事業協同組合】

#### (5) 雇用支援策の拡充について

地元零細専門業者は、企業側がいくら採用意欲を持って求人しても新卒就職希望者はほぼ無く、若年人材確保は年々厳しさを増しています。新卒入職者が無い状態は、結果的に近未来の技術者不足に直結する問題であり、専門業者の悩みとなっています。

高校就職担当者が地元零細専門業者の求人には目もくれないケースも多く、企業側の自助と並行し、県立高校が小規模専門業者の求職に積極的に呼応するよう、県側から後押しする採用支援をお願いします。

また、厳しい資金環境にある小規模専門業者向けの施策として、県内出身者を雇用した場合の雇用助成、教育しながらの資格取得を経て一人前にするまでの教育費用と雇用維持への助成金等の拡充をお願いします。

【岩手県防水工事業協同組合】

【日本造園建設業協会岩手県支部】

#### (6) 優良県営建設工事の表彰種別の見直しについて

現在、優良県営建設工事の表彰対象となる種別は、今年度から、これまでの「土木工事」、「土木系工事」、「建築工事」、「建築系工事」の4区分から「建築系工事」を見直し、専門工事業である「電気・通信設備工事」、「管設備ほか工事」を加えた5区分となっています。

このうち、「土木系工事」の発注工種は比較的発注の多い「舗装」、「法面処理」、「鋼橋上部」、「鋼工作物工事」、「塗装」等々11工種と他の表彰対象種別に比べ非常に多くなっています。

つきましては、「土木系工事」の中から、専門性の高い「鋼橋上部工事」、「鋼工作物工事」を合わせて独立させ、①「土木工事」、②「土木系工事」、③「建築工事」、④「電気・通信設備工事」、⑤「管設備ほか工事」、⑥「鋼橋上部工事・鋼工作物工事」の6区分として頂きますようお願いいたします。

【岩手県鉄構工業協同組合】

## 2. 生産性の向上について

### (1) 建設資材等の地元調達について

建設資材等を地元から調達することは、地域への経済波及効果が大きいことから、資材の調達については、地域経済の再生・活性化、「地産地消」の観点から県内企業（県内に登記された本店を有する企業）からの資材調達並びに県産材を活用していただくために、再度岩手県営建設工事請負契約書付記事項により徹底していただくようお願いします。

特に、コンクリート建造物の施工に当たっては、可能な限り生コンクリートを使用されるようお願いします。

また、県内メーカーの生産拠点維持ならびに育成を目的に、特に、一般品・汎用品については県産品の使用、また循環型社会・脱炭素社会を実現していくための具体策として、ごみ溶融スラグ利用したコンクリート製品を使用した場合には、工事施工成績評点の大幅な加点をお願いします。

【岩手県生コンクリート工業組合】

【岩手県採石工業組合】

【岩手県建設資材連合会】

【岩手県コンクリート製品協会】

### (2) 適正な設計・積算について

土木、建築関係の主要な資材の一つである生コンクリートの価格は、セメントや骨材、輸送コスト、人件費等の大幅な上昇により、全体に上昇傾向となっています。また、国交省が掲げる建設現場における技能者不足や担い手確保のため作業現場の安全性向上として、コンクリート製品の導入促進を行っています。

砕石の生産については、エネルギー費用が生産・配送コストの大半を占めておりますが、電力をはじめとする諸費用の急激かつ大幅な上昇で、安定的な再生産ができない状況に追い込まれております。

現況のエネルギーや原材料の高騰、円安の急伸、賃上げなどの影響により、各資材価格が大きく上昇しており、流通業者にとっては価格の転嫁が大きな課題となっております。

また、物価資料掲載単価と実際の単価がタイムラグにより乖離している場合もありますので、現況にあった適正な製品価格の設定と設計書における資材の積算及びスライド条項適用による設計変更にあたっては、これらのことを踏まえ速やかに適正（実勢）単価とされるようお願いします。

【岩手県生コンクリート工業組合】

【岩手県採石工業組合】

【岩手県建設資材連合会】

【岩手県コンクリート製品協会】

### (3) 適正な工期設定について

公共事業予算の執行にあたり、発注の遅れなどから明らかに繰越となることが見込まれる工事も年度内工期として発注されることがあるため、入札参加の判断が難しい工事があります。そのような工事を発注する場合には、繰越制度などを活用し、適正な工期の確保を図られるようお願いいたします。

【岩手県鉄構工業協同組合】

### (4) ICT等新技术を活用した生産性向上について

国、県等では、建設生産システム全体の生産性向上を図り、地域の暮らしの守り手となる建設関連企業が、担い手の育成・確保や業務改善を進めるため、i-Constructionを推進しております。

国は、令和5年度より全ての業務においてBIM/CIMが原則適用することになりました。

県においては、令和4年12月からBIM/CIM活用業務実施要領が適用になっているところであり、今後、委託業務として進展すると予想されます。

こうした国の動向を捉え、岩手県におきましてもICT活用予定工事における測量調査・設計業務発注において、3次元測量及び3次元設計業務の推進をお願いいたします。

【岩手県測量設計業協会】

### (5) 橋梁補修・耐震補強設計業務の積算基準について

橋梁補修・耐震補強設計業務は見積積算により行いますが、見積書作成に当たり、現地踏査や資料取り纏めに多大な労力と費用を要します。岩手県や岩手県土木技術振興協会においても、相当数の実績やサンプルの蓄積があるものと思料します。

つきましては、他県、各団体の積算基準を参考に、補修に係る基本工種だけでも積算基準の整備をお願いいたします。

また、橋梁点検の発注歩掛りについては、業務内容と費用が乖離し著しく安価な積算になっていますので、改正いただくよう検討をお願いいたします。

【岩手県測量設計業協会】

### (6) 実勢に沿った資材等の積算について

最低賃金の毎年の上昇、働き方改革への取り組みや人材不足の影響から、賃金は上昇、それに伴いメーカー等の資材価格も大きく上昇しており、更に原油価格の高騰、世界的なインフレ、円安により2021年（令和3年）後半からかなりの速度で物価上昇が進んでいます。

原材料価格の大幅な高騰に対しては、販売価格への価格転嫁をお願いしてきましたが、設計価格の改定時期のズレや、スライド条項が適用されない

等、全ての物件に対し十分な価格に転嫁できていない状況です。

また、資材によっては、値上げが数か月ごとに行われるケースも多く、実態として見積の有効期限は1か月を切っている状態にあります。このことにより、入札段階から受注後の手配段階において既に価格が変動していることも多いことから、受注者が値上げギャップの単価適用、受注後における短期間での変動有無の確認や実態に見合ったリアルタイムな補正を適正に行う仕組みをお願いします。

県における設計単価は、今年度から年2回の見直しをしていますが、今後も急激な資材・燃料価格の変動及び業務費の大幅な上昇があった場合には、価格の柔軟な引上げをお願いします。

【岩手県採石工業組合】

【岩手県アスファルト合材協会】

【岩手県防水工事業協同組合】

【岩手県電業協会】

【岩手県コンクリート製品協会】

#### (7) 施工不能となる損失日数を工期設定・延伸措置に反映することについて

防水工事はその大半が屋外工事であり、施工中においては乾燥状態が求められることから特性上、豪雨でなくとも、小雨・一時雨程度でも、あるいは降雨が過ぎた後は躯体の乾燥が得られるまで施工を見合わせなければなりません。こうした条件下において工期中の施工不能日（損失日）は他工事に比較して非常に多くなります。

週休二日制をはじめとした働き方改革の中にあって、当初設定された工期履行を目指す中、作業不能日が続いて土日に天候が回復する場合は工期末に向け出勤を余儀なくされることが当たり前となっており、働き方改革の実践に苦慮するケースが多々あります。

終日雨、あるいは強雨でなくても水分があれば施工できなくなるという防水工事の特性を勘案したより余裕のある工期設定や、契約工期中における損失日数を反映した延伸の検討など、工種特性に合った柔軟な対応をお願いします。

【岩手県防水工事業協同組合】

#### (8) 技能検定試験の安定実施に向けた指導支援の継続について

技能検定試験受験者数の現状は減少傾向にあります。入職後の二級技能士受験資格に必要な経験年数及び二級取得後の一級技能士受験までの経験年数等「次に受験する機会」が連続して訪れるものではないという現実の中、受験者数が短期的に減少したことを受けて試験実施を縮小するべきでないと考えます。

資格取得に挑戦しようとする県内在住者に定期的に受験機会が与えられる環境を堅持するため、引き続き県より関係各機関への指導を継続いただきたい。

【岩手県防水工事業協同組合】

#### (9) アスファルト廃材の有効利用について

公共工事の減少等により、再生アスファルト合材に使用する、アスファルト廃材から製造される再生骨材が不足している状況であり、再生アスファルト合材が出荷できない状況に陥る可能性があります。このことから、アスファルト廃材が再生骨材として利用されるよう一層の協力をお願いします。

【岩手県アスファルト合材協会】

#### (10) 建設DX推進事業補助金の継続と工事書類の簡素化について

働き方改革に関連し、賃金を上げながら、かつ休日も増やすという矛盾する課題の解決には生産性の向上が求められますが、IT を利用した工事管理や生産性向上に向けた施工技術や新たな工具などの利用にも当然のことながら設備投資が必要であり、建設DX推進事業補助金の継続と更なる範囲拡大をお願いします。また、工事書類の簡素化についても併せてお願いします。

【岩手県電業協会】

#### (11) 適正な警備料金の設定について

公共工事をはじめ、官公庁関係の警備業務（交通誘導警備の他、施設警備、イベント（雑踏）警備を含む）にかかる適正な警備料金の積算については、これまでも数年に亘りお願いしておりますが、引き続き、警備員不足の解消が図られるよう物価スライド・最低賃金上昇スライドを踏まえた適正な警備料金の設定をお願いします。

【岩手県警備業協会】

### 3. 入札制度について

#### (1) 総合評価における発注について

総合評価の評価算定基準においては、評価対象年限が過去5年間となっているものが5項目ありますが、今後「鋼橋上部工事、鋼工作物工事、機械設備工事」の発注量が激減することが予想され、これにより工事成績評定点や技術者の実績が上がらないことから、県内企業の受注機会が減ることが想定されます。

つきましては、評価対象年限を現行の5年間から10年間に延長していただくようお願いします。

塗装工事の発注については、同一企業による受注の偏りを無くすために、

総合評価の施工実績の評価点については、一次下請の実績も評価点数に加えて頂くよう検討をお願いします。

技術の向上、技術の継承、品質確保に繋げていくためにも（建築、鋼橋）塗装技能士も評価点数の対象として頂くよう検討をお願いします。

総合評価の公平性に期するためにも、塗装工事としての発注時は、発注工種類以外での「配置予定技術者の表彰実績」や「週休2日制の取組実績」は技術評価点に考慮しないよう検討をお願いします。

電気設備工事においても総合評価落札方式を全面的に実施していただくようお願いします。

【岩手県鉄構工業協同組合】

【日本塗装工業会岩手県支部】

【岩手県電業協会】

## （2）合併特別措置の見直しについて

【建設業者の合併等に伴う総合点数の算定方法及び入札参加機会の確保に関する取扱要領】（平成21年3月17日 建技 第636号）において、『第5.合併当時会社の主たる営業所が異なる振興局等の所管区域所在していた場合であって、……、合併会社が入札に参加するに当たり、合併会社のその他の営業所についても、合併会社の主たる営業所とみなす。』としていますが、この特例措置により、例えば、鋼工作物工事において、当該振興局管内に実績ある会社が存在せず、県内他地域には当該実績のある会社が存在する場合、被合併会社の本社が当該振興局管内にあって本特例措置が適用され地域精通度等において複数の加点がなされ、総合評価において、当該実績を有する県内他地域の会社より、実績のない合併会社の方が高評価になる場合があります。このことは、総合評価方式のルールをかいくぐって徒に点数アップを追い求める企業姿勢を増長させることに繋がり、企業間の適正な競争をゆがめ、建設業界が本来目指す地域に貢献する健全経営の姿とは対局にあると考えます。本特例措置を早急に中止していただくようお願いします。

【岩手県鉄構工業協同組合】

## （3）条件付一般競争入札における地域要件の見直しについて

現在の総合評価点算定基準の「地域精通度等における工事箇所の振興局等管内及び市町村」は、盛岡広域振興局管内は1地区、県南広域振興局管内は4地区、沿岸広域振興局管内は3地区、県北広域振興局管内は2地区で、運用がなされており、工事場所によって対象となる面積も大きく異なり、地区によって地域精通度による加点が受けられる工事箇所の範囲が大きく異なる、という不公平感が発生しています。つきましては、地域精通度等において規定する振興局管内の指定は、業者数が限られている工種については、

岩手県全域を1地域とするか、あるいは4つの広域振興局単位、のみを指定頂きますようお願いいたします。

【岩手県鉄構工業協同組合】

#### (4) 鋼橋上部工と鋼橋補修工事の取り扱いについて

鋼橋上部工は鋼構造のみならず、材料、設計、製作、架設、防錆、維持補修、コンクリート相互作用など総合的な技術・経験が必要であり、自社工場を保有することにより、日々現場で切磋琢磨が行われ、優秀な鉄構技術が涵養されます。現場経験豊富な鉄構技術者は、コンサルタントの基本設計を参考にしながら、必要な現場調査を行い、高度な技術判断を加えて、発注者と協議しながら、現況に合った最も適切な補修処置を行い、長寿命化に務めています。

自社鉄構工場のある企業は、鉄構技術に関するさらなる技術革新に繋がるリソースを数多く有し、地域に多くの高度な雇用を産み出し、地域経済への貢献度も格段に大きいものとなります。県内に高度な鉄構技術者を育て、継続して社会インフラ整備に能力を発揮する環境を整えてこそ、岩手の社会インフラの長寿命化に繋がると考えます。

つきましては、鋼橋上部工の補修工事について、引き続き専門性を重視して鋼橋上部工事として発注されること、併せて県内に自社鉄構工場を保有することの評価・加点をお願いいたします。

【岩手県鉄構工業協同組合】

#### (5) 機械設備に係る保守等について

- 1 震災復興により数多くの水門、陸閘等が一気に整備され、近年、少しずつ不具合が散見されているところです。その要因として、過酷な自然環境のもとに置かれた機械、電気設備の機器が多く、耐用年数が比較的短く、劣化が進行しやすいという特徴があげられます。不測の事態に対応するためには、点検業務と併せて、いち早く復旧対応が可能な業者の存在が欠かせないことになります。

現在、県は標記業務において「一般競争入札」を基本に公告されていますが、県外業者や点検業務を請け負ったことのない地元業者に緊急対応をお願いした場合に十分な対応が出来ないのではないかと考えられます。水門、陸閘施設にとって、日常点検業務における適切な状態把握ができる企業が、望ましい復旧、改善提案等が可能になると考えます。

つきましては、標題の入札について、入札参加資格は『岩手県内に主たる営業所を有すること』として頂きようお願いいたします。

- 2 機械（電気）設備保守点検整備の一括発注について  
機械（電気）設備の保守点検整備は、一括発注や複数年発注を実現して

いただければ、企業にとって、計画的かつ効率的に業務を行うことが可能となり、また発注者側、施設管理者側においても、管理の効率化等様々なメリットが図られるものと考えます。引き続き、前向きに検討頂きますようお願いいたします。

### 3 機械設備工事における配置技師の資格について

機械設備工事の中で、除塵機やポンプ等の工事、開閉機の更新や補修などにおいては、機械器具設置工事業の実務経験を、陸閘・水門設備工事などでは鋼構造物工事業の資格（1級、2級土木施工管理技士）を求められる場合があります。

現在、県内の水門工事会社にとっては、機械器具設置工事における実務経験の新規取得は極めて限られるため、主にポンプメーカー等に限定されています。

つきましては、機械設備工事においては実務経験の求めは行わず、鋼構造物工事業の資格者に統一して頂くか、または入札時に併記していただくようお願いいたします。

【岩手県鉄構工業協同組合】

## (6) 県内建設関連企業への積極的発注拡大について

土木に関する測量、設計業務の受注状況は、平成17年度からの10年間は県内企業のシェアは6割を確保、平成27年度から令和元年度までの5年間は県内、県外が拮抗、令和2年度には県内企業が6割に復活しています。

このような中、建設関連業界では更なる技術力向上を図るため、会社の研修はもとより、当協会独自の各種社員研修会を企画・開催し、業務の技術研鑽に努めてきました。

発注に当たっては、「県が締結する契約に関する条例」に基づき、「県内で出来るものは県内企業へ」という基本方針を堅持頂くとともに、地域を熟知し、地域社会の経済や人材雇用面等で大いに貢献している県内企業へ発注が拡大するような、入札制度に見直して頂くために、下記項目について特段のご配慮をお願いいたします。

### 1 条件付一般競争入札資格基準等の見直しについて

ア 交通アクセスの向上、情報ネットワークの発達から地域要件を小ブロック化する意義も薄れ、企業が多く営業所を置くことによる経営リスクの拡大や体力の弱体化が懸念されます。また、建設業とは県内企業数に格段の違いがあることも考慮いただき、現行10地区の地域要件を広域振興局単位の4地区に見直しをしていただきたい。

## 2 簡易総合評価落札方式入札について

- ア 現試行において対象とされている当初設計金額の 5,000 千円以上の業務であっても、各工種について業務内容によっては価格競争方式による入札を検討していただきたい。
- イ 業務実績を得る機会の少ない企業のために、チャレンジ型入札制度創設をご検討いただきたい。
- ウ 企業の地域内拠点について、県内企業であれば地域内での本店の有無に差をつけない制度をご検討いただきたい。
- エ 配置予定監理技術者等の専任性について、配置予定監理技術者が従事している業務件数は、落札候補となった企業の手持ち業務としてカウントし、既に申請済みの別の入札案件の評価点を修正していただきたい。  
併せて、配置予定監理技術者等の専任性の評価基準、評価点を細分化していただきたい。
- オ 価格評価点の上限が 15 点に設定されることにより、制度適用価格（85%）以下で入札しても価格評価点が頭打ちとなり、技術評価点の高い一部の企業に落札が偏るおそれがあるので、状況を見極め制度の早期の見直しをしていただきたい
- カ 同一開札日において、同一企業が同一地区又は隣接地区の業務を重複して落札することの無いよう、一括審査方式の導入を検討していただきたい。

【岩手県測量設計業協会】

## (7) 最低制限価格の引上げについて

働き方改革が全産業に求められています。現行の予定価格の 80%前後の最低制限価格の入札制度が続けば、健全な企業の経営環境・労働環境の維持や技術の伝承がますます困難となり、担い手の減少による有事対応が懸念されます。特に担い手の確保、育成には適正な利潤を確保し、ワーク・ライフ・バランスに配慮したノー残業デーの確保など、働く環境を変える必要があると考えております。

改正品確法では、公共工事に関する調査等が明確に定義されました。発注関係事務の運用指針も改正され、測量、調査及び設計に関する必ず実施すべき事項、実施に努める事項が明記されました。より良い建設関連業を維持存続するためには、適正な予定価格に近い受注額を確保できるよう、最低制限価格を引き上げていただくようお願いいたします。

【岩手県測量設計業協会】

#### (8) 工事における分離発注について

岩手県公共施設等総合管理計画によれば、高度成長期に集中的に整備された各公共施設や橋梁等のインフラ施設が一斉に老朽化し、今後大量に更新・修繕の時期を迎えることが予想され、発注形態がほとんど土木、建築工事での一括発注となるのではないかと予想されます。

今後、発注が予定される県の工事での現場管理や、現場施工が塗装業界全体の技能、技術の継承となり「担い手」育成の機会となりますので、公共施設や学校改修、橋梁補修の発注については分離して発注していただき、また直接工事における塗装工事の比例割合が多い場合は優先的に塗装工事として発注していただくようお願いします。

県、市町村の建築物等の入札物件及び各種イベントや大規模な会議等において、警備業務を含めて一括発注になっているところについては、警備業務部分のみを分離発注にさせていただくよう特段のご配慮をお願いします。

また、市町村においては、最低制限価格制度を導入していない自治体もありますので、指導をお願いします。

【日本塗装工業会岩手県支部】

【岩手県警備業協会】

#### (9) 塗装工事における入札参加資格要件の自社施工条件について

塗装技能者、塗装職人を自社雇用している塗装専門事業者の受注機会の拡大になるよう法面工事での条件と同様に、塗装工事における自社施工の条件にも、既に条件とされている「主要工種に係る職長には必要となる技能士等を自社雇用の者を配置できること」の他に「全体施工面積の1/2以上もしくは1,000㎡以上を自社施工とし、自社施工には下請を行っている完全協力会社は含まない」を追記していただくよう検討をお願いします。

【日本塗装工業会岩手県支部】

#### (10) 防水工事発注案件において適用されている「技能士雇用会社自社施工要件」制度の継続運用について

防水工事の専門発注において施行されている「技能士雇用会社の自社施工要件」は、技能士の存在が所属会社の入札参加資格に直結することとなり、技能士が自身の存在の重要性や貴重性を強く認識し、結果として、著しく技能者の意識向上が図られております。資格参加申請時から技能士を常時雇用しており、自社施工が可能であることを厳格に審査する制度にさせていただくようお願いします。

【岩手県防水工事業協同組合】

#### (11) 予定価格の事前公表の廃止について

国土交通省は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針において予定価格の事前公表は予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があるとしておりますが、いずれ事前公表を廃止し、技術力や経営力による適正な競争の確保となるようにお願いします。

【岩手県電業協会】

